

七飯町森林整備計画書

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日
(令和 6年 3月31日 変更)

七飯町

計画変更の理由と始期

変更理由	地域森林計画に適合させるため 公益的機能別施業森林等の変更
変更内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備の基本方針に関する文言の修正 2 森林の立木竹の伐採に関する事項の文言の修正 3 人工造林に関する事項の文言の修正 4 造林に関する事項の文言の修正 5 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準の文言の修正 6 下刈りの標準的な実施時期の見直し 7 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項の文言の修正 8 生物多様性ゾーン（水辺タイプ）の区域の設定及び施業方法を追加 9 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）の施業方法を追加 10 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項の文言の修正 11 林産物の利用の促進に必要な施設の整備に関する事項の文言の修正 12 森林の保護に関する事項の文言の修正 13 森林の保健機能の増進に関する事項の文言の修正 14 特に効率的な施業が可能な森林の区域の追加
変更計画が有効となる年月日	令和6年4月1日から適用

目 次

	ページ
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	4
2 森林整備の基本方針	4
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
1 樹種別の立木の標準伐期齢	8
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3 その他必要な事項	9
第2 造林に関する事項	10
1 人工造林に関する事項	10
2 天然更新に関する事項	12
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4 森林法第10条の規定に基づく9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	15
5 その他必要な事項	16
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	16
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16
2 保育の種類別の標準的な方法	16
3 その他必要な事項	17
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	18
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	20
3 その他必要な事項	20
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3 森林の施業経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	22
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	22
5 その他必要な事項	22
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4 その他必要な事項	23
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	23
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3 作業路網の整備に関する事項	24
4 その他必要な事項	25
第8 その他必要な事項	25
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25

3	林産物の利用の促進に必要な施設の整備に関する事項	26
4	その他必要な事項	27
III 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27
第2	森林病虫害の駆除及び、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	28
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	28
3	林野火災の予防の方法	28
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	28
5	その他必要な事項	28
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	29
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	29
4	その他必要な事項	29
V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	30
5	住民参加による森林の整備に関する事項	30
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	31
7	その他必要な事項	31
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	35
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	40
別表3	エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域	45

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

七飯町は、渡島半島の東南部に位置し、東経140度41分39秒、北緯41度53分43秒の役場所在地を中心に21,675haの面積を有する町です。

七飯町は国道5号線の大沼トンネルを堺に北部と南部に分かれ、北部の大沼地区には駒ヶ岳・標高(1,131m)と大沼・小沼・葦菜沼を擁する大沼国定公園があり、公園入り口は市街地が形成され、それに続く平坦地は水田、山麓一帯には酪農・畑作地帯が広がっています。南部は、ほぼ中央を国道5号線が縦断し、国道沿線は市街地として開発が進んでいますが、西側の平野部は水田、東側の丘陵地帯は畑作・果樹栽培地帯として開発されております。

七飯町の森林面積は12,871haで総面積の59%を占めており民有林面積は9,393haでその内訳は一般民有林6,821ha、道有林2,572haとなっています。

カラマツ・スギ・トドマツを主体とした人工林の面積2,335haのうち523ha(人工林の22%)がⅦ齢級以下で適正な保育・間伐を必要とする林齢にあるが、近年の木材価格の低迷と林業従事者の高齢化や不況等から撫育管理が不十分な森林が多く見られる。このため、地域の主体的な取組みの下で一体的かつ計画的に森林整備を進めその基盤である作業路網の整備を推進するとともに、森林組合等による施業実施体制の整備合理化を図り、林業関連事業体の育成、及び関連施策を積極的に活用し森林整備を推進して行きます。また、平成30年度には、渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証(SGEC)取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林2,104haにおいて、森林認証(FM)を取得し、併せて町内の1林業事業体もCOC認証を取得しました。今後は、地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取り組みも行っていく必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化も考慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「木材等生産

林」という。)の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区

域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。

（2） 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水質資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に、優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能	文化機能	生物多様性保全機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。		保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
			史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であつて、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。		
			保健・文化機能等維持林		
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺から土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、濁水発生回避を図る施策や保全を推進する。	
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。	

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ③ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記

念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

- ④ 大沼地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに歩道等の整備を促進することとします。
- ⑤ 峠下・藤城・桜町地区においては、成熟しつつあるスギ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。
- ⑥ 大中山地区においては、山地災害防止機能を重視することとし、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備と治山施設の整備を進めることとします。
- ⑦ 横川流域の森林及び急傾斜地の多い滝ノ沢流域の森林については、長伐期施業や複層林施業を積極的に推進することとします。
- ⑧ 東大沼地区においては、シイタケ原木の計画的な供給を推進するため、ナラ類を中心とする森林施業を推進することとします。
- ⑨ 住宅化の進んだ大川地区においては、残された里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場としての整備が要望されており、住民参加が期待できるので、積極的な整備を推進することとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

七飯町における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、市町村内の標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定められます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められているものであり、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるためのものではありません。

樹 種		林 齢
人 工 林	スギ	50
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	トドマツ	40
	エゾマツ（アカエゾマツを含む）	60
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

ア 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

（ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の年齢構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。
- また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。
- 伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。
- なお、自然状況が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。
- エ 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

3 その他必要な事項

- ア 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。
- なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。
- イ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ウ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
- a 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地帯
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制度等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- エ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。
- オ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。
- なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
- また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。
- カ 特色ある森林景観や、野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。
- 特に希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

(注) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の整備方法により、造林をすることとします。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地敵木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給及び花粉発生源対策等にも配慮し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、七飯町は、道南特有の樹木であるブナやヒノキアスナロ（ヒバ）などが自生している地域であり郷土樹種を保存する観点から、植栽樹種として考慮するものとします。

特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等の勘案し、造林樹種を選定するものとします。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、ハンノキ、カンバ類、ドロノキ、ミズナラ、エゾヤマザクラ、ブナ、ヒバ、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な樹種を選定することに努めるとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林を導入又は維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。
- b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。
- c 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。
なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- d 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分

図られるように行うものとします。

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のAのdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/h a

仕立ての方法	樹 種					
	カラマツ	トドマツ	ス ギ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	3, 000	2, 500	2, 500	4, 000
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 500	2, 000	2, 000	3, 000
疎仕立て	1, 500	1, 500	2, 000	1, 500	1, 500	2, 000

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な本数を判断して行うように努めるものとする。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植栽時期
春 植	トドマツ・アカエゾマツ	4月下旬～5月下旬
	カラマツ・その他	4月下旬～5月下旬
	ス ギ	4月下旬～6月中旬
秋 植	トドマツ・アカエゾマツ	9月下旬～10月下旬
	カラマツ・その他	9月下旬～11月上旬
	ス ギ	9月下旬～10月下旬

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

西大沼のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。



七飯町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本とすると、

$$2,000 \text{本} \times 0.3 = 600$$

となり、トドマツはおおむね600本以上を植栽することになります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等
天然下種更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ等

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数^(注6)は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知)によるものとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡樹」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の立木の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 10$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/h a
中層	3,300本/h a
下層	10,000本/h a

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/h a
上層(その他の針葉樹)	600本/h a

上層:母樹になりえる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層:伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層:中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとし、

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとし、

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとし、

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとし、

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
指定する森林区域は次のとおりとします。

【民有林】

森林の区域 (林小班)		備 考
林班	小 班	
3 5	14, 16, 17, 20, 22, 58, 60, 65	
3 6	2, 3, 15, 22, 23, 25~27, 31, 41~43, 46, 47, 56, 59, 60	
3 7	12~15, 18, 19, 21~24, 27~32, 35, 36, 38, 43, 44, 50~52, 54, 57, 58, 60, 72, 81, 84, 90, 94, 99~101, 119, 127~131, 133, 134, 147~150, 156~158, 162, 163	
3 8	1, 4, 7~12, 14~16, 21, 28, 42, 44, 46, 49, 51, 59, 61, 62, 65~70, 72, 74~78, 80~82, 98, 120, 129~134, 136, 144, 154, 157~159, 161, 176, 177, 183	
3 9	2, 3, 6, 9, 10, 12~16, 66, 83, 84, 95	
4 0	5~9, 18, 22, 28, 37, 38, 41, 42, 56, 57	
4 1	2, 4	
4 2	10~13	
4 3	3, 5, 6, 12, 13, 15, 19~21, 24, 26, 27, 29, 37, 40, 45, 47~53, 60~68, 71, 77~84, 100~109, 112, 113, 120~161, 163~170, 172~175, 178~183, 185~190, 195, 201, 203, 214~224, 248, 252, 253, 256~259	
4 4	16, 37, 47, 51~55, 73~78, 84, 86	
4 5	2, 3, 6, 11, 15, 20, 22, 27, 29, 30, 32, 35~37, 39, 45, 48, 49, 60, 74, 78, 92, 111, 112, 114, 115, 121, 132, 133	
4 7	11, 13, 26, 27, 36, 44~48, 67, 91, 92, 98, 104~106, 108~111, 116, 128~130, 134~139, 174, 177~179, 181~190, 193, 205	
4 9	2, 10, 11, 13, 20~23, 28~30, 32, 34, 36, 39~41, 43, 54, 66, 72, 79, 86, 90, 91, 95, 98~100	
5 2	2, 5, 10, 18~20, 22~24, 27, 31, 34, 35, 38, 39, 50, 51, 54, 62, 64, 68, 70, 86, 89, 90~92, 94, 136, 138~140	
5 3	1, 2, 10~12, 15, 16, 22~24, 26, 27, 29, 31~41, 44, 46, 47, 50, 54, 57~59, 61, 64, 66~70, 72, 78, 79, 81~83, 86~90, 98~100, 102, 103, 107~111, 115, 116, 120, 122, 123, 125~131, 134~140	
5 4	1~6, 9~17, 19, 22~29, 31, 35~38, 43, 45~48, 50~52, 54~60, 62, 63, 65, 76, 78, 79, 85, 92~96, 99~102, 104	
5 5	1~3, 5~8, 10, 11, 16~19, 21~25, 27, 28, 32, 33, 35~38, 41, 43~45, 53, 58, 60, 64, 69, 70, 72~75, 79, 81~86, 89, 91, 97~101, 104~108, 110~114, 121, 123~125, 128, 130~132, 136~139, 141, 160~164, 166, 167, 173, 176, 177~179	
5 6	1~10, 13, 15, 18, 19, 21~24, 26~28, 31~34, 36~39, 41~50, 52, 54, 55, 72~78, 81~83, 85~88, 91, 103~105, 107, 111~116, 120~124	
5 7	1, 4, 7, 9, 10, 12, 17, 18, 22~25, 28, 29, 32, 35~37, 41, 57, 59, 61, 67, 73, 75, 76, 78, 80~90, 96~100, 103	

5 8	3, 8, 14, 22, 23, 25, 27, 29, 30, 32, 33, 36, 37, 43, 44, 46~56, 58~61, 63, 66, 69~71, 73, 79, 82~84, 88~90, 92~94, 99~104, 107, 111, 121, 124, 125, 132~135, 138, 142~145, 147~154, 161, 162, 165~171		
5 9	1, 2, 4, 6~15, 17, 18, 33, 34, 39, 45, 48~54, 56~63, 66, 70, 88, 89, 91~95, 99, 110~112, 114, 115, 117~119		
6 0	2, 5~7, 12, 16, 18, 20, 22, 50, 52		
6 1	8~24, 27~35, 39~44, 46, 47, 50, 51, 55		
6 2	1~15, 18~20, 25~40, 42, 43, 45~56, 58, 60, 62, 64, 65, 66~69, 72, 74, 76~79, 83, 85, 87, 88, 90~92, 94~99, 102, 103, 105~107, 110, 111, 116, 134~139, 141, 142, 148, 149, 151~156, 168, 170, 228~235, 237~245		
6 3	27, 28, 74~76, 81~83		
6 4	1, 3, 4~10, 16, 17, 20~28, 30, 37~40, 42~48, 50, 52~68, 75, 79, 80, 83~85		
6 5	2, 4, 6, 8, 11, 32, 36~41, 43, 44, 47, 49, 50, 52, 54, 59~65, 73~75, 85, 94~97, 103~105, 108, 113~116, 118		
6 6	6, 7, 14, 17, 18, 33, 36, 39~41, 47, 49, 53, 59, 65, 66, 68, 69, 72, 74, 76, 77, 81, 87, 99~102, 107~111, 113, 114, 118, 119		
6 7	6~8, 10, 13, 19, 22, 26, 27, 35, 40~42, 44, 47, 48, 50, 62, 66, 70		
6 8	2, 6, 8, 12, 17, 20, 35, 39, 57, 92, 95		
6 9	1~3, 10, 13, 18~20, 26, 66, 67, 70, 72, 85		
7 0	45, 50, 70, 101		
7 1	27, 43, 44		
7 2	135, 144		
7 3	21, 51, 53, 65, 81, 84, 85, 87, 91, 92, 97, 100, 101, 103, 107~110, 112, 113, 116, 121, 130, 131, 143~147, 150		
7 4	3, 4, 23, 30, 34, 41, 44~46, 57, 60, 62~64, 67, 71~74, 78, 80~82, 84, 86~89, 93, 96, 97, 104		
7 0	71, 72, 76, 80~82, 84~88, 93~95, 111~120		水資源保全ゾーン

【道有林】

森林の区域（林小班）		備 考
林班	小班	
123	9, 10	水資源保全ゾーン

(注) 上記の森林は、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

(注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

また、次の箇所は当該区域に含めないものとします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

4 森林法第10条の規定に基づく9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 更新にかかる対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - 1 (1) による

イ 天然更新の場合
2 (1) による

- (2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数
2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- ア 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- イ 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ (一般材)	植栽本数：2,500本/ha 仕立て方法：中庸立て 主伐時の設定：600本/ha	2 1	3 2	4 3	5 4	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満11年
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	2 4	3 4	4 6	—	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：12年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	1 7	2 3	3 0	3 8	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	2 1	2 9	3 7	4 5	5 3	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年

注) 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

注) 植栽本数、主伐時期の生産目標および仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の

状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘定し、有用なものは保残し育成することとします。

ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年										
	植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
スギ	春	○	○	○	○						
	秋		○	○	○	○					
カラマツ	春	○	○	○							
	秋		○	○	○						
トドマツ	春	○	○	○	○	○					
	秋		○	○	○	○	○				
アカエゾマツ	春	○	○	○	○	○					
	秋		○	○	○	○	○				

樹種	年										
	植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	春			△							
	秋				△						
カラマツ	春		△								
	秋			△							
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

○：下刈 △：つる切り、除伐

下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

3 その他必要な事項

(1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

1に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に掲載のとおりです。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域の基準は次のとおりとします。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養林 ^{かん}	水源涵養機能 ^{かん} の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能 ^{かん} の評価区分が高い森林など水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以

	<p>保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。</p>	<p>外の森林については複層林施業を行うこととする。</p> <p>また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。</p> <p>なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。</p>
--	--	--

（注）「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング（注1）】

森林の区域		区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		<p>水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。</p> <p>特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。</p>	<p>伐採面積の縮小（注2）及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。</p>
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	<p>保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。</p>	<p>伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。</p>
	保護地域タイプ	<p>保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。</p>	<p>伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。</p>

（注1）「上乘せゾーニング」とは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乘せして

設定されたゾーニングです。

(注2) 皆伐を行う場合の面積は、原則として10ヘクタールを上限として定めています。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとし、

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
スギ	70年	密仕立て	36cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

- (1) 水資源保全ゾーン
 - ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

水源涵（かん）養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。

イ 施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha未満の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の89%と大半を占める。また、管内の一般民有林のうち、34%は、スギ、カラマツ、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、七飯町森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の施業経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで森林の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託等により、地域の森林整備を森林組合等が中心となって計画的に進めていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の内容に留意することに努めることとします。

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同して森林施業を実施する者の一人が①又は②により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区分	作業システム	単位 路網密度:m/ha	
		路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~)	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

注3) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所での路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
------	----	---------	----	-----

急傾斜	チェーンソー	林内作業車 【短幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜	チェーンソー	フォワーダ【短幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
緩傾斜	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)

※ () は前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位 延長:km 面積:h a

開設 / 拡張	種類	区分	地区	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前年 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道			仁山西大沼	1				
開設	自動車道			滝の沢	1				
開設	自動車道			横川	1				
拡張	自動車道(改良)			横川	3				局部改良

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

ア 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援するものとします。

イ 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進するものとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、七飯町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用にも努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタ

による作業システムに加え、ハーベスタ、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

七飯町の森林の人工林は8～9 齢級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労働者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題である。

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

- ① 森林組合による、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を維持するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進する

1 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ、フェラバンチャー
造 材		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集 材		林内作業車	林内作業車、フォワーダ
造林 保育 等	地拵	刈払機	同左
	下刈	刈払機	同左
	枝打	人力、リモコン自動枝打機	同左

2 林業機械化の促進方策

森林施業は、森林組合が主体となり実施していることから、公共補助事業等のPRを推進し、事業量の安定的な確保を図ることにより、森林組合の経営的な基盤の強化を促進し、林業機械化による更なる施業の合理化を目指す。

3 林産物の利用の促進に必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、七飯町が策定した「七飯町地域材利用推進方針」（平成 23 年 1 1 月策定）に即して公共建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 ）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

七飯町における素材の生産流通・加工については、町内に加工施設が無いことから低迷している現状にある。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、一般材、集成材等、間伐材の商品化及び需要に対する原木の確保を図り、その有効利用を目指す。

特用林産物については、椎茸栽培が中心となっていますが、その他のきのこ栽培の振興を図るとともに生産施設、流通網の整備を推進することとします。

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の促進により都市と山村の交流を促進することとします。

また、自伐林家をはじめ、地域住民や NPO 等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野長官通知）及びエゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、ア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を単独又は組み合わせ推進することとし、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行ないながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止隊の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、有印狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行なうこと等により確認することとします。

また、食害の恐れがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

また、アカネトラカミキリ等による木材の食害を防止するため枯枝等の枝打ちを積極的に行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、七飯町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

造林のための地拵え、もしくは森林病虫害の駆除等のため森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火入れを行う場合は、七飯町火入れに関する条例（昭和59年条例第10号）に基づき実施することとする。

5 その他必要な事項

(ア) 気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

(イ) 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

1 保健機能森林の区域

単位 ha

森林の所在							備考
地区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該当	無し						

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。）を定めることとします。

ただし、保険機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に同自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないこととします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施工規則（平成25年2月26日農林水産省令第5号）」によることとします。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹種	期待平均樹高	備考
カラマツ	18m	
トドマツ	25m	
その他	22m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び、交通の安全等の円滑な確保に留意するものとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、七飯町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3を共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有、管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとします。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

七飯町の「地域材利用推進方針」に基づき、公共建築物における地域材の利用・促進するとともにそれ以外の建築物や木製品の導入に努めるものとします。また、町内の民有林において取り組んでいる森林認証制度を活用し、地域材のブランド化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を行い、地域振興に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

大沼湖周辺については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、景観を維持するために広葉樹を中心とした植栽を行うとともに、キャンプ場、管理施設、遊歩道等の施設の整備を行うこととします。

施設の種類	現 状 (参考)		将 来	
	位置	規模	位置	規模
大沼森林公園	大沼地区	37ha 遊歩道 2.5km 管理棟 1棟 炊事場 ベンチ		

5 住民参加による森林の整備に関する事項

計画的な森林の整備・保全を進めるためには、森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠です。このため、地域住民生活に身近な木材や森林とのふれあいを通じて、地域住民の豊かな心を育む「木育」の取組みを進め、森林の整

備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

具体的な取組みに関しては次のとおりとします。

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

町民参加による、植樹祭及び育樹祭等のイベントを催して、自然の大切さと森林づくりへの直接参加を推進します。また、分収契約を結んでいる小・中学校に対しては分収林を森林・林業体験のフィールドとしての活用を促進することとします。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

近年、森林と魚の関係が注目され森林を蘇らせることにより、漁獲高を増やそうとする漁業関係者自ら植樹するようになってきました。このようなことから大沼漁業協同組合等に森林造成への参加を促し、国、道との連絡をより密にし、森林造成を推進するものとします。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。また、道等の指導機関、森林組合との連携により、小・中学生に対し町有林、森林公園等を利用し森林の重要性を学習する機会と場所を整備してまいります。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととする。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となる。

なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められているが、一般的な留意事項は次のとおりとする。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、次の3区分とする。

(a) 伐採方法の指定無し（皆伐を含む）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次ぎのとおり指定施業要件に定められる。

- (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る）については、20haを超えない範囲内において状況に応じて定められている。
 - (b) その他の保安林については、10haを超えない範囲内において状況に応じて定められている。
 - c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり、帯状に残存させなければならない。
 - d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
 - e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算し、この率が10分の3を超えるときは、10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とする。
 - (ウ) 特例
 - a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していても伐採することができる。
 - b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とする。
 - c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とする。
 - (エ) 間伐の方法及び限度
 - a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
 - b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。
 - (オ) 植栽の方法及び期間
 - a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければならない。
 - b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければならない。
- イ 自然公園特別地域内における森林
自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次表により行う。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保 護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特 別 地 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とする。
	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができるものとする。

第 2 種 特別地域	<p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにする。</p> <p>(6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。</p> <p>①一伐区の面積は、2ヘクタール以内とする。</p> <p>ただし、疎密度 3 より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>②伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。</p>
第 3 種 特別地域	<p>(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。</p>

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第 4 条及び砂防法施行条例第 3 条の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が 1ヘクタール未満となるよう留意するものとする。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱は、次のとおりとする。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。

その他の森林にあつては、伐採種を定めないものとする。

- b 地域森林計画の初年度以降 5 年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とする。

- c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 12 5 条及び北海道文化財保護条例第 3 5 条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とする。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとする。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は、次表のとおりである。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とする。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とする。 (3) 砂防指定地内の森林で、次ぎに該当する場合は皆伐を行うことができる。 ② 伐採面積が1ha未満のもの ② 森林経営計画で皆伐として計画されたもの

- (3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項
 - 地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。
- (4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項
 - 水道水源である大川上流の大川・大中山地区は、水資源の機能を特に発揮させる必要があることから、長伐期施業導入を促進することとし、適切な森林整備を図るものとします。
- (5) 森林施業共同化重点実施地区
 - 該当なし

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	4	51, 53~62	1, 560. 64
	5	1, 3~6, 8~10, 18, 19, 21	
	6	1~3	
	7	全域	
	8	全域	
	9	1~24, 26, 27	
	10	1~14, 16, 18~25	
	11	1~11, 13, 14, 17	
	12	1~4, 6~10, 13	
	13	5, 6, 9~15, 21~24, 26	
	17	1, 3~20	
	18	全域	
	19	全域	
	20	34~36	
	24	1, 2, 9~13, 15, 17~20, 29, 32~40, 43~47, 49, 61~73, 75~78	
	25	7, 8, 13, 15 ~ 31, 33 ~ 39, 42 ~ 46, 48, 51 ~ 54, 56 ~ 65, 68, 79, 89, 92 ~ 100, 597, 599	
	26	41~45	
	30	37, 42, 43, 49	
	31	21~23, 25~28, 36, 37	
	34	1~3, 10~13	
	36	24	
	37	4, 5, 167, 168	
	43	73, 89~96, 115~119, 199, 200, 204~210	
	46	6, 24~43, 45, 51~54, 57, 59, 60, 62, 63, 80, 93, 95, 97~100, 102~104, 108~112, 116, 119, 120, 122~128, 131, 138~139, 143, 146~152, 156, 164, 166, 168, 169	
	47	10, 17, 18, 22, 75~77, 81, 94, 113~115, 117, 118	
	48	1~35, 38~42, 44, 47, 49~58, 60~62, 65, 67~71, 73, 74, 76~80, 82, 83, 85~103, 107~119, 122, 123	
	50	9, 11, 29~31, 34~36, 40~42, 44~49, 52~54, 57, 61, 68, 69, 71, 73, 75, 78, 82~84, 86~92, 95~100, 102, 103, 110~117, 123~125, 129, 132, 137, 145, 163, 178, 185, 187, 197~200, 202~205	
	51	109, 110, 112	
	52	30, 74~77, 81, 85	
	53	143	
58	173		
59	121		
62	251		
65	112, 117		
70	48, 49, 71, 72, 76, 80~82, 84~88, 93~95, 111~120		
71	6~9, 15, 24, 30, 31, 33~42		
水源涵養林と木材等生産林の重複	1	全域	965. 20
	2	1~24, 26, 27, 29~34, 36, 38~40, 44~48, 50, 53, 55, 59, 62, 64, 65, 71, 72, 74	

		~88, 92	
	3	9~19, 23, 25~29, 32	
	4	43~45, 47, 50, 52, 63~67, 70	
	5	2, 11~17, 24~26	
	6	4~7, 9, 10, 13~18	
	9	25	
	10	15	
	11	12	
	12	11, 12	
	13	1~4, 7, 8, 16~20, 25	
	14	全域	
	15	全域	
	16	全域	
	17	2	
	20	1~5, 7~12, 14~33, 37~49	
	21	1~12, 14~17, 22~41	
	39	53, 54	
山地災害防止林	2	93	523.09
	3	1~8, 22, 24, 30, 31, 33	
	4	1~42, 46, 48, 49, 68, 69, 71~80	
	24	21~26, 48, 51~60	
	35	39, 61~64	
	48	120, 121	
	60	26~31, 33~45, 51, 53, 55, 56, 59~61, 74~76	
	61	48, 49	
	63	20, 22, 54~59	
	64	70~74	
	66	120	
	68	52~55, 58~63, 66~83, 86, 88~91, 94, 96	
	69	5, 6, 8, 11, 14~16, 21, 27, 28, 30, 31, 33~47, 49~63, 65, 74~78, 82, 83, 87, 88, 90	
	70	1, 30, 106, 108	
	71	29	
	72	1~7, 9~36, 38~40, 42~48, 50~53, 55~58, 61, 64~76, 78~101, 103, 105~117, 119~132, 141, 142, 145, 148~150, 152~157	
	73	1~17, 19, 20, 26, 27, 29~40, 111, 148, 149	
	74	47~50, 55, 99~104	
生活環境保全林	38	2, 89~91, 93, 95~97, 99~101, 103~108, 109~113, 185	13.45
	39	42~44, 46~49, 56, 60~65, 74, 75, 85, 99, 100	
保健・文化機能等維持林	2	89	1,406.89
	21	18~21	
	22	1~21, 23~26, 28~35, 43, 49~51, 53~55, 58~66, 68~70, 72, 74~88	
	23	1, 4, 5, 16, 17, 22~29, 32~55, 57~62, 65~75, 77~90, 94~105, 108, 109, 113, 115, 119, 124~132	
	24	4	
	25	9~11	
	26	1~12, 14~21, 23~30, 33~35, 37, 40	
	27	1~8, 10, 12~25, 27~30, 35~38, 40, 42~46, 48, 50, 52, 55~57, 59, 61~69	
	28	1~50	

	2 9	1~15, 17~27, 30, 31, 35~44	
	3 0	1~36, 38~41, 44~48	
	3 1	1~10, 12~20, 29~35	
	3 2	1~10, 12~14, 16, 17	
	3 3	1~8	
	3 4	4~9	
	3 5	1~11, 18, 38, 40~56	
	3 7	1~3, 6	
	4 3	23	
	4 6	1~5, 7~23, 44, 46~48, 69~72, 77, 78, 157~161, 171, 172	
	5 0	1, 2, 4, 10, 13~16, 18~20, 22, 24~28, 32, 33, 63, 66, 159, 161, 162, 164, 171, 177, 179, 188, 189, 196, 201	
	5 1	1~36, 41, 42, 44, 47, 49, 50, 52, 54, 60~64, 66, 68~71, 73, 74, 76~83, 91, 92, 94~97, 99, 102~106, 111	
	5 2	1, 3, 101~118	
	6 3	1~6, 18, 19, 21, 23~25, 30~32, 35~39, 46~48, 50, 52, 53, 61~68, 71~73, 77~80	
	6 7	1~5, 29, 59, 60, 64, 65, 67, 69	
	7 0	2~10, 12~18, 20~23, 25, 26, 28, 29, 31~42, 99, 100, 102~105, 107, 109, 110, 121	
	7 1	1, 2, 13, 14, 16~21, 23, 25, 26, 32	
木材等生産林	3 5	12~17, 19, 20, 22, 24~37, 57~60, 65	2, 2 6 7. 4 6
	3 6	1~23, 25~28, 30~32, 38~47, 49, 50, 56~60	
	3 7	8, 10, 12~19, 21~24, 26~32, 35~38, 41~44, 47, 50~52, 54~57, 64~66, 68~73, 78~86, 89~101, 103~110, 113, 119, 125, 127~150, 155~159, 161~163	
	3 8	1, 3, 4, 7~13, 21, 28, 30~33, 35, 42, 44, 46, 49, 51, 59, 61, 65, 66, 68, 69, 71, 72, 74~78, 80, 81, 84, 85, 87, 98, 120, 130, 134, 144, 146, 157~171, 173, 174, 176, 178, 179, 186	
	3 9	1, 2, 4~15, 29, 30, 32, 66, 71, 72, 79~80, 82, 90, 95~97, 101, 102	
	4 0	1~22, 27~53, 56~59, 61, 62	
	4 1	1~14	
	4 2	1~13	
	4 3	1~22, 24~72, 74~88, 97~114, 120~161, 163~198, 201, 203, 213~228, 231, 232, 234~248, 252~259	
	4 4	16, 47~55, 73~77, 84	
	4 5	2, 6, 8, 10, 15, 20, 22, 24, 27, 30~32, 35~37, 39, 40, 42~44, 48, 49, 56, 60, 61, 64, 72, 74, 78, 103, 108, 110~115, 121, 132~134, 136, 137	
	4 7	11, 13, 25~27, 41, 43~50, 67, 90~93, 98, 104~106, 108, 111, 112, 116, 128~130, 132, 134~139, 143, 144, 146, 161, 165~168, 170~172, 174, 177~179, 181~190, 193, 205	
	4 9	2, 4, 5, 10, 11, 13, 19, 20, 27~29, 32, 33, 36, 39~42, 45, 54, 66, 86, 95, 98, 100	
	5 2	2, 5, 9~11, 18~20, 22~25, 27, 29, 31, 33~35, 37~39, 62, 68~70, 86, 89~94, 119~124, 127~133, 135~142	
	5 3	1~3, 5, 7, 8, 10~13, 15, 16, 20, 22~44, 46, 47, 50, 54, 57~61, 64, 66~72, 78, 79, 81~84, 86~90, 96~103, 107~113, 115, 116, 119, 120, 122, 123, 125~130, 132~142, 144	
	5 4	全域	
	5 5	全域	
	5 6	全域	
	5 7	全域	

	5 8	1~11, 14, 15, 17~25, 27~46, 50, 52~56, 58~61, 63, 66~77, 79, 80, 82~84, 87~94, 97~99, 101, 102, 107, 117, 118, 120, 121, 123~125, 132~135, 138, 142~145, 147~154, 156~164, 166~172	
	5 9	1~15, 17~19, 30, 33, 34, 39, 45, 48~54, 56~63, 66, 70, 71, 88, 89, 91~95, 99, 110~112, 114, 115, 117~120	
	6 0	1~9, 11~13, 16, 18~20, 22, 24, 46~50, 52, 62~68, 70~73, 77~91	
	6 1	1~24, 27~36, 38~47, 50~56	
	6 2	1~21, 23~50, 52~56, 58, 60~70, 72~81, 83, 85~88, 90~92, 94~99, 101~103, 105~107, 110, 111, 116, 126, 127, 133~139, 141, 142, 144~147, 149~156, 168, 170, 228~253, 255	
	6 3	7~17, 26~29, 33, 34, 40, 41, 43, 49, 51, 60, 74~76, 81~83	
	6 4	1~22, 24~41, 43, 46, 47, 51~64, 66~69, 75~85	
	6 5	2~6, 11, 12, 31~45, 47, 49, 50, 52~54, 57, 59~68, 70~75, 79, 80, 82, 84~87, 89, 92~98, 100~105, 107~109, 113~116, 118	
	6 6	1, 6, 7, 14, 17, 18, 23~25, 27~36, 38~79, 81~84, 87~90, 99~114, 116~119, 121, 122	
	6 7	6~16, 18~26, 27, 28, 30~45, 47~50, 62, 63, 66, 68, 70	
	6 8	2, 3, 5~10, 12, 35, 37~39, 57, 92, 95	
	6 9	1~4, 7, 10, 13, 18~20, 26, 66, 67, 70~72, 85, 86	
	7 0	43~45, 47, 50~68, 70, 79, 89~91, 101	
	7 1	3~5, 10, 27, 28, 43, 44	
	7 2	135, 136, 144, 158	
	7 3	21, 50~53, 64~66, 84~88, 91~93, 97, 100~104, 106~110, 112~118, 121, 130, 131, 143~146, 150	
	7 4	1~8, 10, 12, 15, 16, 23~46, 51, 56~60, 62~64, 66~82, 84~89, 91~93, 96, 97, 105	
特に効率的な 施業が可能な 森林	5 7	103	115.74
	5 9	88, 89, 91~95, 115	
	6 1	31~35	
	6 2	1~15, 18~20, 25~50, 52~56, 58, 60, 62~69, 72, 74, 76~170	
	7 4	67	

2 上乗せのゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	7 0	71, 72, 76, 80~82, 84~88, 93~95, 111~120	51.51

【道有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林 ^{かん}	123	全域	2,540.03
	124	01~08, 51, 52, 95	
	125~129	全域	
	130	01~03, 95	
	131~132	全域	
保健・文化機能等維持林	124	02~05, 07, 08, 98	885.98
	128	06~09	うち水源涵養林と重複 854.03ha
	129	03~05, 94	
	130	98	
	132	全域	
木材等生産林	123	1, 2, 51, 54	464.73
	124	51, 52	
	125	全域	うち水源涵養林と重複 464.73ha
	126	1, 15, 16, 29, 53, 55~65, 67~72	
	131	12, 51	

2 上乗せのゾーニング

区分		森林の区域		面積 (ha)
		林班	小班	
水資源保全ゾーン		123	09, 10	53.23 うち水源涵養林と重複 53.23ha
生物多様性ゾーン	保護地域タイプ	124	2~5, 7, 8	768.83
		129	3~5	うち水源涵養林・保険文化機能維持林と重複 768.83ha
		132	2, 3	

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準 (参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養林)	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	2, 526.08	主伐林齢: 標準伐期齢+10年以上 皆伐面積: 20ha以下
		2	1~24, 26, 27, 29~34, 36, 38~40, 44~48, 50, 53, 55, 59~62, 64, 65, 67, 71, 72, 74~88, 91, 92, 94		
		3	9~19, 23, 25~29, 32		
		4	43~45, 47, 50~67, 70		
		5	1~6, 8~19, 21, 24~26		
		6	1~7, 9, 10, 13~18		
		7	全域		
		8	全域		
		9	1~27		
		10	1~16, 18~25		
		11	1~17		
		12	全域		
		13	全域		
		14	全域		
		15	全域		
		16	全域		
		17	1~20		
		18	全域		
		19	全域		
		20	1~5, 7~12, 14~49		
		21	1~12, 14~17, 22~41		
		24	1, 2, 9~13, 15, 17~20, 29, 32~41, 43~47, 49, 50, 61~73, 75~78		
		25	全域		
		26	41~45		
		30	37, 42, 43, 49		
		31	21~23, 25~28, 36, 37		
		34	1~3, 10~13		
		36	4		
		37	4, 5, 167, 168		
		39	53, 54		
		43	73, 89~96, 115~119, 199, 200, 204~210		
		46	6, 24~43, 45, 51~54, 57, 59, 60, 62, 63, 67, 73, 80, 81, 83~85, 93, 95, 97~100, 102~104, 108~112, 116, 119, 120, 122~128, 131, 137~139, 143, 146~152, 156, 164, 166, 168, 169		
		47	10, 17, 18, 22, 75~77, 81, 94, 113~115, 117, 118, 149, 150,		

			153, 154, 208		
		48	1~35, 38~42, 44, 47, 49~58, 60, 61, 62, 65, 67~71, 73, 74, 76~80, 82, 83, 85~103, 107~119, 122, 123		
		50	9, 11, 29~31, 34~36, 40~42, 44~49, 52~54, 57, 61, 68, 69, 71, 73, 75, 78, 82~84, 86~92, 95~100, 102, 103, 110~119, 121~125, 129, 132~134, 137, 138, 142, 145, 148~150, 153, 155, 157, 163, 178, 185, 187, 197~200, 202~205		
		51	109, 110, 112		
		52	30, 74~77, 81, 85		
		53	143		
		58	173		
		59	121		
		62	251		
		65	111, 112, 117		
		70	48, 49, 71, 72, 76, 80, 81, 82, 84~88, 93~95, 111~120		
		71	6~9, 12, 15, 24, 30, 31, 33~42		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	70	71, 72, 76, 80, 81, 82, 84~88, 93~95, 111~120	51. 51	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	2	89	1, 441. 94	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		21	18~21		
		22	18~21, 24~26, 28~36, 58, 60~64, 66, 68~70, 72, 77, 84		
		23	1, 5, 16, 17, 37, 40, 41, 45~57, 94~98, 101~105, 108, 109, 113, 115, 119, 127~130		
		24	4, 21~26, 48, 51~60		
		25	9~11		
		26	1~12, 14~21, 23~30, 33~35, 37, 40		
		27	1~8, 10, 12~25, 27~30, 35~38, 40, 42~46, 48, 50, 52, 55~57, 59, 61~69		
		28	1~15, 17~19, 22~30, 36, 38~47, 49, 50		
		29	1~15, 17~27, 30, 31, 35~44		
		30	1~41, 44~48		
		31	1~10, 12~20, 29~35		
		32	1~10, 12~14, 16, 17		
		33	1~8		
		34	4~9		
		35	1~11, 18, 38~56, 61~64		
		37	1~3, 6		
38	2, 89~91, 93, 95~97, 99~101				

			103~107, 109~113, 185		
		3 9	42~44, 46~49, 56, 60~65, 74 75, 85, 99, 100		
		4 3	23		
		4 6	1~5, 7~23, 44, 46~48, 69~ 72, 77, 78, 157~161, 171, 172		
		4 8	120, 121		
		5 0	1, 2, 4, 10, 13~16, 18~20, 22, 24~28, 32, 33, 63, 66, 101, 104, 159~162, 164, 171, 177, 179, 188, 189, 196, 201		
		5 1	1~36, 41, 42, 44, 47, 49~52, 54, 60~64, 66, 68~74, 76~83, 91, 92, 94~97, 99, 100, 102~108, 111		
		5 2	1, 3, 101~118		
		6 0	26~31, 33~45, 51, 53, 55, 56, 59~61, 74~76		
		6 1	48, 49		
		6 3	1~6, 18~25, 30~32, 35~39, 46~48, 50, 52~59, 61~68, 71~73, 77~80		
		6 4	70~74		
		6 6	120		
		6 7	1~5, 29, 59, 60, 64, 65, 67, 69		
		6 8	52~55, 58~63, 66~83, 86, 88 ~91, 94, 96		
		6 9	5, 6, 8, 11, 14~16, 21, 27, 28, 30, 31, 33~47, 49~63, 65, 74~ 78, 82, 83, 87, 88, 90		
		7 1	1, 2, 29		
		7 2	1~7, 9~36, 38~40, 42~48, 50~53, 55~58, 61, 64~76, 78~101, 103, 105~117, 119~132, 141, 142, 145, 148~150, 152~157		
		7 3	1~17, 19, 20, 26, 27, 29~45, 111, 148, 149		
		7 4	47~50, 55, 99~104		
複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林施 業を推進 すべき森 林（択伐 によるも のを除 く）	5 4	1, 10~16	2 3 . 5 6	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積 の1/2以上を維持する
	択伐によ る複層林 施業を推 進すべき 森林	2	93	5 0 1 . 4 9	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積 の7/10以上を維持する
		3	1~8, 22, 24, 30, 31, 33		
		4	1~42, 46, 48, 49, 68, 69, 71~78		
		2 2	1~17, 23, 43, 49~51, 53~55, 59, 65, 74~76, 78~83, 85~88		
		2 3	4, 22~29, 32~36, 38, 39, 42~ 44, 58~62, 65~75, 77~90, 99,		

			100, 124~126, 131, 132		
		28	16, 20, 21, 31~35, 37, 48		
		70	1~10, 12~18, 20~23, 25, 26, 28~42, 99, 100, 102~110, 121		
		71	13, 14, 16~21, 23, 25, 26, 32		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林				特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	123	1,2,11,51,53~55	1,549.08	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下 ※伐採面積の縮小と重複しない
		124	52,95		
		125	1,10,28,29,53~56,58~70,72,75 ~77,79~82,85,86,93		
		126	1,10,11,15,16,29,53,55~65,67, 69~72		
		127	1~4,95		
		128	2~5		
		129	1,2,7		
		130	1~3,95		
		131	1,12,13,15~18,20,95,96		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林 (注2)	123	9,10	53.23	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)				主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	124	1,6,51,98	200.84	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		125	51,52,71,73,74,78,83,84,87~91		
		126	68		
		127	51		
		128	6~9,51		
		129	94		
		130	98		
		131	51		
		132	1		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	124	2~5,7,8	768.83	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		129	3~5		
		132	2,3		
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10haとする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
--	----	---------

人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	100年以上
	スギ	80年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	50年以上
	その他針葉樹	70年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む)	50年以上
	その他広葉樹	70年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	100年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	130年以上

別表3 エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (h a)
エゾシカ	7 林班から 1 1 林班及び 1 7 林班	5 3 4. 1 4